

## 議案第 39 号

あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 6 月 7 日

提出者 あきる野市長 澤 井 敏 和

### 提案理由

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号）等の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（あきる野市税賦課徴収条例の一部改正）

第 1 条 あきる野市税賦課徴収条例（平成 7 年あきる野市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 2 第 1 項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 56 条中「又は第 12 号の固定資産」を「若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。）」に改める。

第 59 条中「又は第 12 号」を「、第 12 号又は第 16 号」に改める。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「附則第 15 条第 2 項第 6 号」を「附則第 15 条第 2 項第 7 号」に改め、同条第 8 項を同条第 14 項とし、同条第 7 項を同条第 12 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

13 法附則第 15 条第 4 2 項に規定する市の条例で定める割合は、5 分の 4 とする。

附則第 10 条の 2 中第 6 項を第 11 項とし、同項の前に次の 5 項を加える。

6 法附則第 15 条第 3 3 項第 1 号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

7 法附則第 15 条第 3 3 項第 1 号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、3 分の 2 とする。

8 法附則第 15 条第 3 3 項第 2 号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

9 法附則第 15 条第 3 3 項第 2 号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

10 法附則第 15 条第 3 3 項第 2 号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、2 分の 1 とする。

附則第 10 条の 3 第 9 項第 5 号中「費用」の次に「及び令附則第 12 条第 36 項に規定

する補助金等」を加える。

(あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 あきる野市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成27年あきる野市条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第3項の表第98条第1項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、「第1条の規定」を削り、同表第98条第2項の項中「第34号の2の2様式」を「施行規則第34号の2の2様式」に改め、同表第98条第3項の項中「第34号の2の6様式」を「施行規則第34号の2の6様式」に改め、同表第98条第4項の項中「第34号の2様式」を「施行規則第34号の2様式」に改め、同条第7項の表第100条の2の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第10項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第9項」を「第9項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第12項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第11項」を「第11項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改め、同条第14項の表第7項の表以外の部分の項中「第4項」を「第4項の」に、「第13項」を「第13項の」に、「から」を「同項から前項まで」に、「、第5項及び」を「同項、第5項及び前項」に改め、同表第7項の表第100条の2の項の項中「第100条の2」を「第100条の2第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後のあきる野市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成27年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第33項第1号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第8項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年

度分の固定資産税について適用する。

- 5 新条例附則第10条の2第9項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号ハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 7 新条例附則第10条の2第13項の規定は、平成28年4月1日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 8 新条例附則第10条の3第9項第5号の規定は、平成28年4月1日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。